

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分、平成○年○月○日付けで請求人に対してした労災保険法による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A所在のB会社C支店（以下「事業場」という。）に所属し、トラック乗務員として就労していたところ、平成○年○月○日、事業場構内にてトラックへ荷物を積み込む際、台車に積まれていた荷物が頭部に落下して負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同月○日、D整形外科に受診し「外傷性頸腕症候群、頭頸部打撲症等」（以下「旧傷病」という。）と診断され、療養の結果、平成○年○月○日をもって、治癒（症状固定）となった。

請求人は、治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、その後も通院加療を継続していたが、平成○年○月頃から痺れがひどくなる等症状が悪化したとして、同年○月○日、D整形外科に受診し「外傷性頸腕症候群、頭頸部打撲症、頸髄症、背部神経痛」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は旧傷病が再発したものであるとして、監督署長に対し、

療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、再発とは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が旧傷病の再発と認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

（略）

2 当審査会の判断

（1）請求人及び再審査請求代理人（両者を併せて以下「請求人ら」という。）は、本件傷病は旧傷病が再発したものであると主張しているので、決定書に説示する「判断の要件」に示す再発の認定要件に照らして判断する。

（2）まず、原傷病（本件では旧傷病）と再発とする症状の発現との間に医学的にみて相当因果関係が認められるか否かについて検討する。

E医師は、請求人における再発とされる症状は頸部における可動域の制限が増悪してほとんど動かなくなり、両手のしびれや痛み等が増悪したものである旨述べている。その上で、再発とされる症状の主な原因は、C 5／6の椎体が椎間板の変性を原因として1体の癒合椎となっていることであるとしている。この点、F医師も請求人の両手のしびれや痛み等の症状はC 5／6の骨癒合が原因であると考えられる旨述べている。当審査会としても、両医師の意見は妥当であり、請求人が主張する症状はC 5／6の骨癒合（以下「本件癒合」という。）が原因であると思料する。

そこで、本件癒合と旧傷病との医学的因果関係について検討すると、E医師は、本件癒合の原因は本件災害時に椎間板を損傷したことが考えられるとしているが、F医師は椎間板を損傷したことが原因で骨癒合した事例は聞かないとして本件癒合の原因は不明であるとしている。

以上の医学的見解を踏まえて、当審査会において改めて一件記録を精査したが、本件癒合が本件災害を直接的原因として生じたとするに足る根拠があるとは考え難く、したがって、旧傷病と本件癒合との間に医学的にみて相当因果関係があるとはいえないと判断する。

- (3) 上記(2)で述べたように、本件癒合と旧傷病との間に相当因果関係が認められない以上、他の要件について検討は要しないが、念のため、治療効果が期待できるものであるか検討すると、次のとおりである。

E医師は平成○年○月○日付け意見書で、癒合椎について、外科的治療等根本的に改善する治療は、「なし 不明」とし、今後の治療について、「医学的に患部の骨癒合が生じた後にしっかりとリハビリしたい」と回答している。

一方、F医師は「これまで続けてきたリハビリで可動域が大きく改善するとは思えないし、一時的によくなったとしても、根本治療が無ければ症状出現の繰り返しになると考える。」と述べ、請求人の症状に対する一般的な治療法については、「特別な治療法は無いと考える。」と述べている。

以上から、請求人に対する治療は疼痛等に対する対症療法にとどまり、根治的な治療効果を見込めるとは認められないことから、当審査会としては、請求人に対する治療は治療効果が期待できるという再発の要件には該当しないと判断する。

- (4) 請求人らのその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

- 3 以上のとおりであるから、請求人の本件傷病は旧傷病の再発とは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。